

解約時遵守事項

①解約日

- ・賃貸借契約書の契約解除の条項に基づき、解約受付日（受付フォームの入力および登録日）から解約日までは所定の予告期間が必要です。
- ・解約日は不備による訂正を除き、取消し、変更はできません。

②退去（明渡し）

- ・退去は、住宅を完全に明渡し、カギを返還したときに完了したものと認定します。なお、カギの返還以降は、解約日以前でも住宅の使用はできません。
- ・万一、解約日を過ぎて退去をした場合には、解約日から退去日分までの賃料等がかかります。
- ・残置品があった場合には、賃貸人により搬出・処分されても一切の異議申立はできません。尚、搬出・処分に掛かった費用については賃借人負担とし、別途請求いたします。

③賃料等

- ・解約日前に住宅を退去されても、賃料等は解約日までお支払いいただきます。
- ・解約日が該当する月の賃料等は、満額でお支払いいただき、明渡し後に敷金と併せて日割にて精算し、返金いたします。

④水道光熱費

- ・ガス、水道および電話は各機関に前もって連絡し必ず解約手続きを行い、退去立会日までの料金を精算して下さい。
- ・電気のみ退去立会当日まで通電をしている状態での解約をお願いいたします。

※ガス閉栓につきましては閉栓の際に契約者の立会いが必要な場合がございます。あらかじめご契約いただいているガス会社へ確認し、立会いが必要な場合はお部屋の明渡しまでに閉栓作業をお願いいたします。

退去立会時までに閉栓作業がお済みでない場合、後日弊社にて代理立会いを行います。なお、弊社の代理立会費用として11,000円(消費税等込)をお支払いいただきます。

⑤郵便

- ・退去日までに転送手続きをお願いいたします。

⑥敷金

- ・敷金は、賃料及び原状回復費用等の支払債務が残っている場合には、その債務金額を控除し、返金いたします。

⑦保証金

- ・預り金が保証金の場合には償却され、返金されません。

尚、上記事項を厳守して頂きますが、万一解約受付後の明渡し遅延による損害が発生した場合は、

理由の如何を問わず損害賠償請求をいたします。

※退去立会時注意点※

- ・立会人は契約者または弊社に申告のある入居者となります。
上記に該当しない方のみで立会いにいらっしゃった場合は立会者不在とみなし立会いはキャンセルとなります。
- ・月末、週末は立会い作業が込み合いますので日時設定のため早目に弊社へのご連絡をお願いいたします。
- ・解約日までに立会い作業が行えなかった場合には、明渡し日までの賃料及び管理費（共益費）が発生いたします。
- ・立会予約日の7日前から当日までに日時の変更、キャンセルを行う場合には、変更手数料として11,000円（消費税等込）をいただきます。
また、お約束した退去立会時間までに居室及び住宅内にいらっしゃらなかった場合、または荷物が居室に残っており、明渡しが困難な場合なども立会いをキャンセルしたとして、手数料11,000円(消費税等込)をいただきます。
- ・退去立会日は、お部屋は通電している状態にしてください。
- ・退去時は居室内にお荷物は何もない状態での明け渡しをお願いいたします。
- ・お渡ししている全ての鍵を当日の立会業者へご返却ください。
- ・ご入居時にお渡ししております弊社の備品（鍵、カード類、説明書、エルボ管 等）はすべてご返却ください。立会日より7日以内に返却がない場合、紛失として実費をご請求いたします。
- ・印鑑(認印可)をご持参ください。
- ・粗大ごみに関して
 - 1.粗大ごみ（いずれか1辺の長さが30cm以上のもの）の有無の確認をお願いいたします。
 - 2.処分する場合には、各地区の粗大ごみ受付センターに web もしくは電話で申し込み手続きをし、回収してもらう必要があります。
 - 3.退去日以降も居室内または共用部に粗大ごみ(自転車等を含む)を無断放置された場合、実費と一律の処分手数料 330,000 円(消費税等) を請求いたします。

※税法の改正により消費税等の税率が変動した場合、各種費用等の料金の消費税等については、改正以降の税率によって計算された額となります。